

より高度な建設リサイクルを

慶應義塾大学
経済学部教授
細田 衛士
Eiji Hosoda



初めから個人的なことを書いて恐縮なのだが、昨年の夏、ある事情があつて家を建てることになつた。新築の場所には古い木造の家があつたため、解体処理する必要があつた。私は隣家に住んでいたのので、解体の一部始終を観察することができた。写真にも収めてある。

見ていて驚いたことがある。解体の手順が整然としていたのは当然のこととして、トラックに解体物を積み上げ、運搬するにも細心の注意をもって行なつていたこと、これには正直驚き感心した。あるときなどはトラックに積み込もうとしていた柱に一本の釘が残っていたのが見つかったため、わざわざトラックから下し、釘

を抜いてから再度積み込んだくらいである。

昔よく見かけたミンチ解体などとは雲泥の差がある。これなら解体処理費用を惜しむことなく適正に支払つた意味・意義を十分感じ取ることができるといえる。高度な処理とリサイクルが期待できるところから施主としても安心して解体物を見送ることができた。こうしたことが可能になつたのは明らかに建設リサイクル法の御陰である。日本という国は、皆が協力して一旦こうしようと決めたことは真面目に努力して行なう。官民一体となつて知恵を出し合い、精進して高度なリサイクルを押し進めようとした結果だ。

しかしそれで十分かというところでもない。

がある。キログラム当たりの単価を聞いて筆者も驚いた。その料金では適正処理・リサイクルは容易ではないと思えるような額だつたからだ。今では流石にそのような過大と思える圧力は弱まり、処理料金は良識的な額に収まつたようだ。確かに市場経済のもとで費用圧縮の努力は必要だが、過大な圧力は不適正処理・不法投棄にもつながりかねない。そのようなことは避けるべきだろう。

もちろん競争経済では適正な範囲での費用圧縮も必要だ。また、建設リサイクル法に関する通達・基準・マニュアルを習得・習熟し、高度なリサイクルを実行するためには業者の実力を相当程度高めなければならない。そのためには解体・収集運搬などに携わる産業の成熟化が求められる。あるときには業者間の連携・合併による規模の拡大なども必要になるだろう。より高度なリサイクルと費用の圧縮という一見矛盾するような目標を同時に達成するためには、従来の産業構造ではままたまらない。

興味深いことに最近そのような連携の例が見られるようになってきた。業務内容が一部重なるが、役割分担が可能である二つの大手産業廃棄物事業者が連携し、協力関係を深めながらビジネスを行なっている。また全国規模で業務手

順の標準化を行い、収集運搬から処理・処分まで完璧な説明責任を果たす仕組みを完成させたコンソーシアム形式の会社もある。今後の展開が楽しみである。

さて、建設リサイクル法にも少し注文をつけておきたい。建設リサイクル法の対象物である特定建設資材は今のところコンクリート、アスファルト・コンクリート、木材の三品目である。確かにこの三品目は発生量も大きく、とりあえず法の初期段階でこれらを取り扱うリサイクルの目標としたことは正当化できると思う。

ただ、より高度なリサイクルを進めるためには分別の度合いを高めて行く必要があるが、そのためには特定建設資材の対象物の範囲を広げることが考えられる。もちろん費用との兼ね合いや、全国規模での実現性を勘案することは当然のことである。経済性や国民全体の利益の観点は大切だからだ。

こうした留保条件をつけてもなお対象品目の拡大については、少なくとも検討を始めるべきものがあると筆者は考える。たとえば廃石膏ボードがその代表例である。廃石膏ボードについては当初より特定建設資材とすべきであるという意見が強かった。筆者の理解が正しければ、全国規模で説明責任を果たしながら廃石膏ボ

ドの適正リサイクルを進めるのは時期尚早という意見がまさつたため、特定建設資材の指定は見送られたのである。

しかしながら筆者のフィールドワークや聞き取りによれば、廃石膏ボードの適正リサイクルを行なえる事業者は広く日本全国に存在するようである。確かに、全国津々浦々でそうかと問われると答えに窮するが、法律で指定されればそのリサイクルを業とするものが業者不在の地域にも現れる可能性が十分あると踏んでいる。

また塩化ビニール管・継手なども同様、建設リサイクル法の対象物候補として検討しても良いのではないだろうか。しっかりした業界が存在し、リサイクル技術も確立している。分別解体の徹底により高度なリサイクルが進む品目のように思われる。

建設リサイクル法の守備範囲以外のところでも新しいリサイクルの取組が始まっている。首都圏で試みられている小口巡回共同回収システムも一例である。建設混合廃棄物の適正処理・リサイクルに資する効率的なやり方である。建設汚泥の発生・排出抑制も随分と進んだ。法制度の守備範囲外でも、関係各主体の努力によって、より高度な建設リサイクルを進めることが求められている。